

用・管理などの事例を引用し、これを解析する手法の簡略化が考えられる。なお、このような場合は、環境影響評価の項目として選定しないことも考えられるが、対象事業の特性から見て、一般的に当該事業に固有の影響要因であると考えられているものは、項目として選定する必要がある。このような例としては、悪臭が発生するような事業で悪臭成分を除去するような措置を講じ、排出口において既に臭いを感じしないような場合などが想定される。

第2号は、例えば、対象事業実施区域の周囲に現況では人家がなく、また、県又は関係する市町村の長期計画などから見ても相当期間住宅地となることが想定されないような場合が考えられる。

第3号は、例えば、既に事業者又は他の事業者において対象事業の内容と類似した事業を実施しているような場合で、これを類似事例として解析することにより予測するような場合が考えられる。

第4号は、例えば、対象事業実施区域の周辺で行われた既存の調査結果が参照できるような場合で、調査時期、調査地域、調査地点などから見て予測及び評価に必要な情報を得られる場合が考えられる。

3 第1項の規定による手法の重点化は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当すると判断される場合に行うものとする。

- (1) 事業特性が標準項目に関する環境要素に係る著しい環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。
- (2) 対象事業が実施されるべき区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次のア、イ又はウに規定する標準項目に関する環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。
 - ア 標準項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象
 - イ 標準項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象
 - ウ 標準項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域

[解説]

手法の重点化を選定する場合の条件を示したものである。

手法の重点化は次に示すように、選定項目に係る環境影響が著しいものとなるおそれがある場合、自然的条件又は社会的条件から見て環境影響を受けやすい地域、法令等により環境保全上の観点から保全又は保護すべき地域として指定された地域、既に当該環境要素に係る環境の状態が悪化しているか、悪化するおそれのある地域であって、相当規模の環境影響を及ぼすおそれがある場合に選定する。

第1号は、例えば、大気汚染物質量や水質汚濁負荷量が相当程度多い場合、改変

する土地面積が広い場合、一般的には使用されない特殊な燃料を大量に使用する場合などが想定される。

第2号アは、自然的条件又は社会的条件から見て環境影響を受けやすい地域又はその対象が現に存在するか又は将来想定されるような地域が該当する。例えば、逆転層などの発生が顕著であることが確認されている地域における大気質、学校、病院等が存在する地域における大気質、騒音、振動など、既に貴重な動物の生息又は植物の生育が確認されている地域における動物、植物又は生態系については、手法の重点化を採用すべきものと考えられる。

第2号イは、例えば、自然公園法の規定に基づく特別地域等で対象事業を実施するような場合又は当該地域に影響を及ぼすおそれがある場合における動物、植物、生態系、景観など、また、大気汚染防止法や水質汚濁防止法の規定に基づく総量規制基準が定められた地域や水域における大気質や水質が考えられる。

第2号ウは、例えば、環境基準が定められている環境要素（大気質、水質、騒音、土壤汚染）で、既に環境基準を超えており、又は将来超えるおそれがある場合などが考えられる。

（環境影響評価の調査の手法）

第10条 対象事業に係る環境影響評価の調査の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

[解説]

調査の手法は、当該選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定することを明示したものである。

予測及び評価において必要とされる水準とは、対象事業の実施に伴う環境要素が事業者において実行可能な範囲内で回避・低減されているか、国又は地方公共団体の環境保全上の基準や目標との整合が図られているのかの観点から評価できる水準を意味する。

- (1) 調査すべき情報 選定項目に係る環境要素の現状に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的文化的状況に関する情報
- (2) 調査の基本的な手法 国又は地方公共団体が有する文献その他の資料の入手、専門家からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法
- (3) 調査の対象とする地域 対象事業の実施により選定項目に関する環境要素